

(旧) 別表1 実施基準指数表

番号	種別	保護者（父母）の状況（同居の親族その他の者が保育をすることができない場合）	基本指数	実施期間		
1	居宅外労働（外勤・居宅外自営）	週5日以上勤務（月20日以上）	日中週35時間以上の就労を常態	10	最長就学前までの、保育に欠ける期間	
			日中週30時間以上の就労を常態	9		
			日中週25時間以上の就労を常態	8		
			日中週20時間以上の就労を常態	7		
		週4日以上勤務（月16日以上19日以下）	日中週28時間以上の就労を常態	8		
			日中週24時間以上の就労を常態	7		
			日中週20時間以上の就労を常態	6		
			日中週16時間以上の就労を常態	5		
週3日以上勤務（月12日以上15日以下）	日中週21時間以上の就労を常態	5				
	日中週18時間以上の就労を常態	4				
上記以外		3				
2	居宅内労働（居宅内自営・農業）	週5日以上勤務（月20日以上）	日中週35時間以上の就労を常態	9	最長就学前までの、保育に欠ける期間	
			日中週30時間以上の就労を常態	8		
			日中週25時間以上の就労を常態	7		
			日中週20時間以上の就労を常態	6		
		週4日以上勤務（月16日以上19日以下）	日中週28時間以上の就労を常態	7		
			日中週24時間以上の就労を常態	6		
			日中週20時間以上の就労を常態	5		
			日中週16時間以上の就労を常態	4		
週3日以上勤務（月12日以上15日以下）	日中週21時間以上の就労を常態	4				
	日中週18時間以上の就労を常態	3				
上記以外		2				
3	内職	週3日以上勤務	日中週18時間以上の就労を常態	3	最長就学前までの、保育に欠ける期間	
		上記以外		2		
4	出産	（切迫流産などは疾病として扱う） 期間経過後退所し引き続き入所希望の場合は、前月の15日までに申請して選考	7	出産予定月前後2か月の期間		
5	疾病	居宅内療養	入院1ヶ月以上	10	最長就学前までの、保育に欠ける期間	
			常時病臥	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
				上記以外の程度		5
6	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度	10	最長就学前までの、保育に欠ける期間		
		療育手帳を有しA1・A2・B1程度、精神障害者保健福祉手帳を有し1・2級程度	10			
		療育手帳を有しB2程度、精神障害者保健福祉手帳を有し3級程度	8			
		身体障害者手帳を有し3級程度	6			
		身体障害者手帳を有し4～6級程度	4			
7	親族の介護	居宅介護	施設等の付添い	居宅外労働に準ずる	最長就学前までの、保育に欠ける期間	
			重度障害者等の全介護（要介護5, 4）	10		
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）	8		
			上記以外の程度	4		
8	災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	10	当該期間		
9	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合	居宅外労働に準ずる	当該期間		
10	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	10			
11	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	2	1か月以内		

別紙1-1

(新) 別表1 基準指数表

番号	種別	保護者（父母）の状況	指数	実施期間	
1	就労	月160時間以上の就労を常態	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		月140時間以上の就労を常態	9		
		月120時間以上の就労を常態	8		
		月100時間以上の就労を常態	7		
		月80時間以上の就労を常態	6		
		月64時間以上の就労を常態	5		
2	妊娠 出産	（切迫流産などは疾病として扱う） 期間経過後退所し引き続き入所希望の場合は、前月の15日までに申請して選考	7	出産予定月前後2か月の期間	
3	疾病	入院1ヶ月以上	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅内療養	常時病臥		10
			精神疾患		重度の症状
			上記以外の程度		8
		一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
4	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度	10		
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度	8		
		身体障害者手帳を有し3級程度	6		
	身体障害者手帳を有し4～6級程度	4			
4	同居親族の介護	施設等の付添い	就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅介護	重度障害者等の全介護（要介護5, 4）		10
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）		8
	上記以外の程度	4			
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	10	当該期間	
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	2	3か月以内	
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合	就労時間に準ずる	当該期間	
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
9	その他	市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）	10	当該期間	

(旧) 別表2 調整指数表

No.	条 件	指数
福祉的配慮	1 障害児枠での入所希望	3
	2 ひとり親世帯	2.5
	3 ひとり親世帯（近隣に祖父母等の協力者なし）	7
	4 保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5 生活保護世帯	1
	6 「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取り扱い等について」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の1に該当する世帯	10
養育環境の配慮	7 乳児保育所からの転園申請	1
	8 転居により転園申請	1
	9 希望する保育所に兄弟が入所している	1.5
	10 居宅内労働で、危険・有害物を取り扱う業種の場合	1
その他	11 産休・育休期間満了後に入所希望	2
	12 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに、同じ保育園を入所希望	3
減点	1 自営業の専従者（協力者）	-1
	2 居宅内自営で店舗を構えてない	-2
	3 深夜勤務を常態としている（PM10:00～翌AM5:00までの勤務）	-3
	4 保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

(新) 別表2 調整指数表

No.	条 件	指数
福祉的配慮	1 虐待やDVのおそれがある場合	6
	2 ひとり親世帯	6
	3 子どもが障がい有する場合	3
	4 保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5 生活保護世帯	1
	6 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに、同じ保育園を入所希望	6
	8 小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9 希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10 転居による転園 転入による入所希望（転出先で施設型保育施設在園児に限る）	1
その他	11 特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	12 産休・育休期間満了後に入所希望	3
	13 出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	14 親族等の協力者なし（65歳以上の同居親族等を除く）	1
減点	15 保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

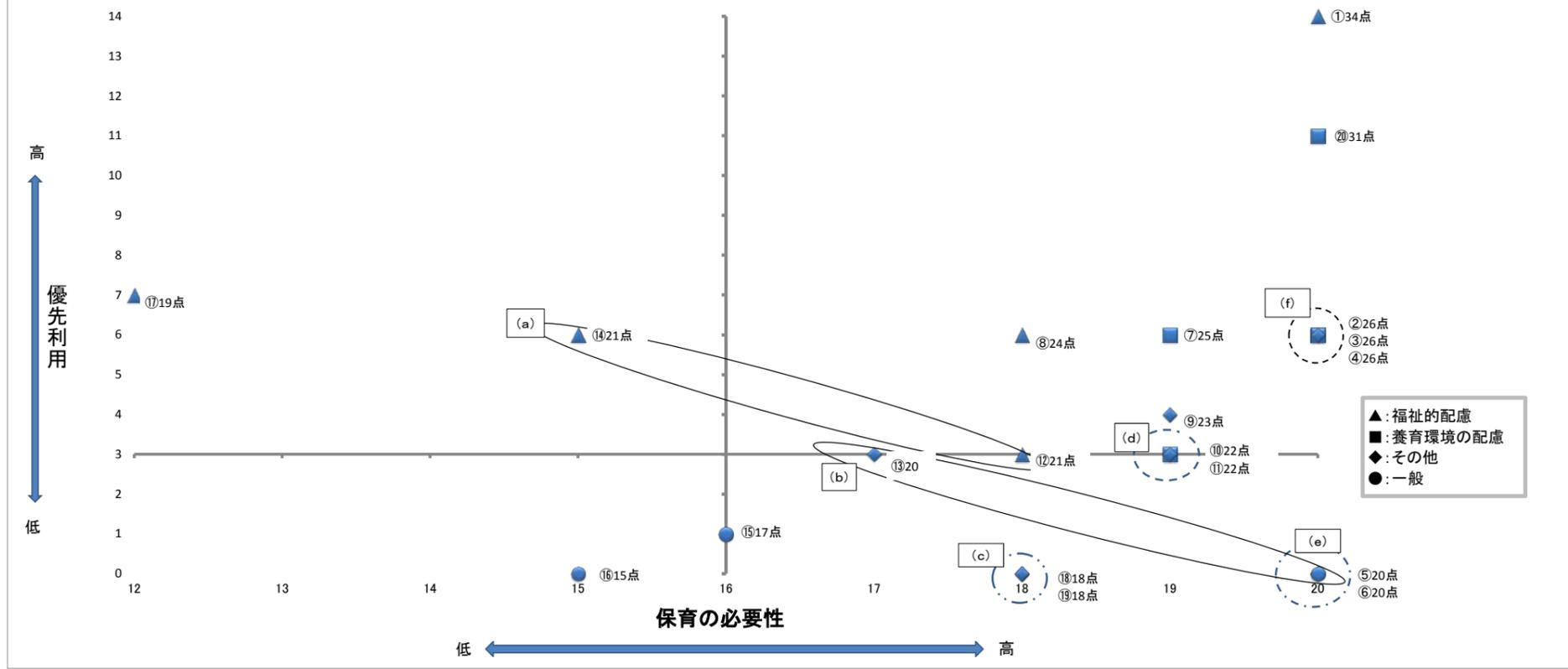
(旧) 別表3 実施基準指数と調整指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	保育の実施基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞その他」の順に優先する (マイナス調整は除く)
第3段階	実施基準の項目別に優先する 不存在 > 疾病・障害 > 居宅外労働 > 親族の介護 > 居宅内労働 > 出産 > 就学 (主に保育にあたる者の保育に欠ける理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する

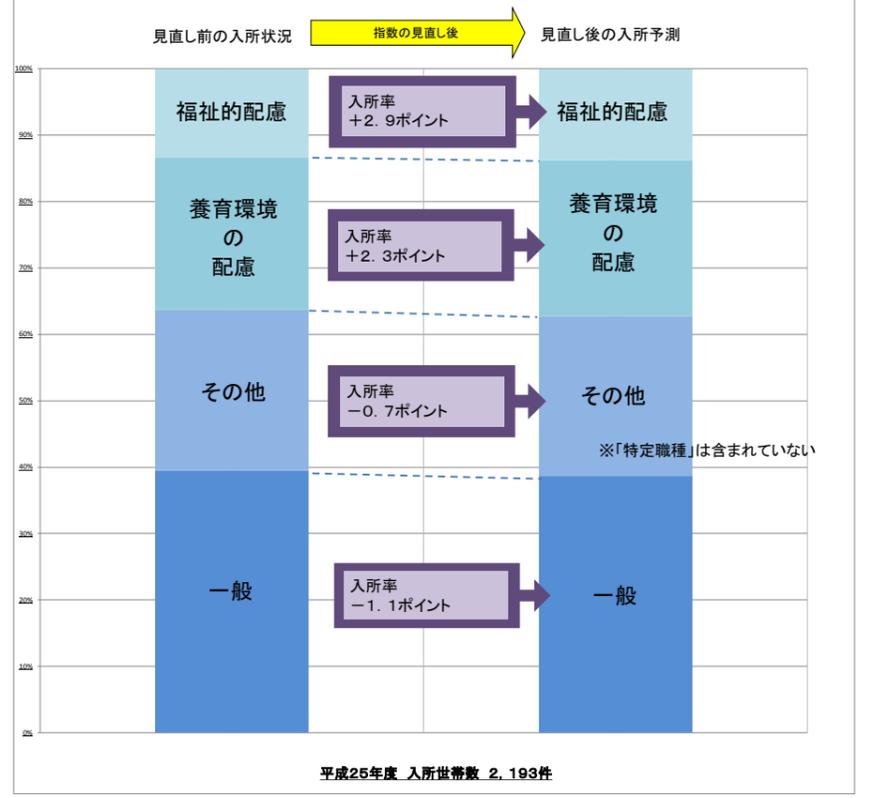
(新) 別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞その他」の順に優先する (マイナス調整は除く) ※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等 > 不存在 > 疾病・障害 > 就労 > 親族の介護 > 出産 > 就学 > 災害復旧 (主に保育にあたる者の 保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望＞第2希望＞第3希望＞第4希望以降順」に優先する

基準指数と優先指数の配点(世帯別)



調整指数の見直し後の選考予測 ※平成25年度新規入所者を基に選考した結果



・同点の場合の比較表

(a) ⑫母, 就労(子どもが障害を有する世帯) vs ⑭母, 就労(ひとり親世帯(協力者あり))

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	8	子ども障害	3	
必要性	就労	就労			21
就労時間	160時間	120時間			

(新)別表3の第1段階から「基準指数の高い世帯」の優先順位が高いため⑫を優先する

(b) ⑤父母, 就労 vs ⑬父母, 就労(産休・育休明け世帯)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

(新)別表3の第1段階から「基準指数の高い世帯」の優先順位が高いため⑤を優先する

(c) ⑮父, 就労・母, 障害(療育手帳B2程度若しくは精神障害手帳3級程度) vs ⑰父母, 就労

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	8			
必要性	就労	疾病・障害			18
就労時間	160時間				

(新)別表3の第3段階から「就労」より「疾病・障害」の優先順位が高いため⑮を優先する

(d) ⑩父母, 就労(産休・育休明け世帯) vs ⑪父母, 就労(兄弟姉妹すでに入所している世帯)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	9	産休・育休	3	
必要性	就労	就労			22
就労時間	160時間	140時間			

(新)別表3の第2段階から「その他」より「養育環境の配慮」の優先順位が高いため⑩を優先する

(e) ⑥父母, 就労(4月入所希望者) vs ⑧父母, 就労(5月入所希望者)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

(新)別表3の第4段階から「待機期間の長い世帯」の優先順位が高いため⑥を優先する

(f) ②母, 就労(ひとり親世帯(協力者あり)) vs ③父母, 就労(再入所希望) vs ④父母, 就労(兄弟姉妹すでに入所している世帯+産休・育休明け)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	ひとり親	6	
必要性	不存在	就労			26
就労時間		160時間			

(新)別表3の第2段階から「養育環境の配慮」や「その他」より「福祉的配慮」の優先順位が高いため②を優先する。

(新)別表3の第5段階の考え方 ※A保育園に入所枠がある場合

(ア)父母, 就労(4月入所希望者) vs (イ)父母, 就労(4月入所希望者)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

希望圏順

第1希望	A保育園
第2希望	B保育園

※A保育所に受入枠があり、(ア)と(イ)の世帯は、優先順位の第4段階まで同様の優先度となっている。第5段階で、優先順位をつけることにより、第1希望にしている(ア)の世帯が優先とする。

・同点以外の比較表

(1) ⑭母, 就労(ひとり親世帯(協力者あり)) vs ⑤父母, 就労

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	5	ひとり親	6	
必要性	不存在	就労			21
就労時間		64時間			

(2) ①虐待やDVのおそれがある世帯 vs ②父母, 就労(特定職種+兄弟姉妹すでに入所+産休・育休+協力者なし)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	虐待等	6	
必要性	不存在	虐待等	ひとり親	6	34
就労時間			失業	1	
			協力者なし	1	

(3) ②父母, 就労(特定職種) vs ⑤父母, 就労(産休・育休明け世帯)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	特定職種	4	
必要性	就労	就労	すでに入所	3	24
就労時間	160時間	160時間	産休・育休	3	
			協力者なし	1	

＜参考＞①～⑳の指数の内訳

- ①「事由」虐待やDVのおそれがある世帯・不存在（20点）＋「優先利用」虐待やDVのおそれがある（6点）＋ひとり親（6点）＋生計中心者の失業（1点）＋親族等の協力者なし（1点）＝34点
- ②「事由」母、160時間以上の勤務（10点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＝26点（f）
- ③「事由」父・母ともに160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」再入所希望（6点）＝26点（f）
- ④「事由」父・母ともに160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」兄弟姉妹すでに入所（3点）＋産休・育休明け（3点）＝26点（f）
- ⑤⑥「事由」父・母ともに160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」なし＝20点（b）（e）
- ⑦「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」兄弟姉妹すでに入所（3点）＋産休・育休明け（3点）＝25点
- ⑧「事由」母120時間以上の勤務（8点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＝24点
- ⑨「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」特定職種（4点）＝23点
- ⑩「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」産休・育休明け（3点）＝22点（d）
- ⑪「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」兄弟姉妹すでに入所（3点）＝22点（d）
- ⑫「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母120時間以上の勤務（8点）＋「優先利用」子どもが障害を有する場合（3点）＝21点（a）
- ⑬「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母100時間以上の勤務（7点）＋「優先利用」産休・育休明け（3点）＝20点（b）
- ⑭「事由」母、64時間以上の勤務（5点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＝21点（a）
- ⑮「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母80時間以上の勤務（6点）＋「優先利用」親族等の協力者なし（1点）＝17点
- ⑯「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母64時間以上の勤務（5点）＋なし＝15点
- ⑰「事由」母、求職中（2点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＋生計中心者の失業（1点）＝19点
- ⑱「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母、障害（療育手帳B2程度もしくは精神障害手帳3級程度）（8点）＋なし＝18点（c）
- ⑲「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母120時間以上の勤務（8点）＋なし＝18点（c）
- ⑳「事由」父母160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」特定職種（4点）＋兄弟姉妹すでに入所（3点）＋産休・育休明け（3点）＋親族等の協力者なし（1点）＝31点

※太字は同点になっている世帯